

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画

1 策定の理由

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」第3条の規定により策定した現行計画の計画期間が令和6年3月で終了する。

犯罪等に関する社会情勢や地域における防犯活動の状況を踏まえつつ、府、警察、市町村、府民等が一体となって、京都府における犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進するための計画として策定する。

2 重点事項

- (1) 犯罪の根底にある社会的孤独・孤立を防ぐ対策
- (2) 地域の実情に応じた活動・支援の担い手の育成及びコミュニティの活性化
- (3) デジタル社会に対応した防犯対策及び教育の実施
- (4) 子ども、女性、高齢者等の安全確保及び被害等への重層的支援

3 計画の主な内容

(1) 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

項目	具体的施策
コミュニティを活用した犯罪の起きにくい地域づくり	・「府民協働防犯ステーション」を基盤とする地域ネットワークの構築 ・現役世代や学生などのボランティアへの参加促進 等
児童虐待への対策や子どもの安全の確保	・児童虐待防止のための総合対策の実施 ・子ども見守りボランティアに対する支援・相談体制の充実 等
性犯罪、ストーカー、DV等への対策	・性犯罪に関する刑事法改正に伴う制度周知のための研修等の実施 ・教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防 等
若者や高齢者を対象とした特殊詐欺等対策の強化	・関係機関と連携した特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発 ・少年や若者を安易に犯行に加担させないための広報啓発 等
サイバー犯罪等への対応	・ネット安心アドバイザー等による情報モラル教育 ・高度化するサイバー犯罪に対する戦略的予防対策の強化 等
多様な人への自己防犯能力の向上	・情報アクセシビリティの向上 ・訪日外国人や留学生が犯罪に巻き込まれないための広報啓発の推進

(2) 再犯防止施策の推進

項目	具体的施策
互いに支え合える心豊かなコミュニティづくり	・社会福祉に関するアドバイザーの配置 ・地域で活動している保護司や民間ボランティア等への支援 等
非行少年等への支援	・非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）による支援 ・困難を抱える子どもの支援や地域活性化を行う事業者等への支援 等
関係機関と連携した福祉的施策	・地域生活定着支援センターにおける福祉的支援の推進 ・薬物依存を有する人への医療・保健福祉的支援 等

(3) 犯罪被害者等に対する支援の充実

項目	具体的施策
生活再建のための経済的支援等	・日常生活支援 ・カウンセリング費用などの公費負担 ・転居費用、刑事手続参加に係る弁護士費用等の補助 等
被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制等の強化	・児童虐待、性暴力、ストーカー、DV被害者に対する支援の充実 ・報道、インターネット等を通じて二次被害を受けた人への支援 等
犯罪被害者支援のための体制整備への取組	・犯罪被害者等支援調整会議及びコーディネーターによる支援強化 ・市町村におけるワンストップ窓口の充実 ・大規模事案における支援 ・人材の確保及び育成 等
犯罪被害者等を社会全体で支える気運醸成への取組	・支援の現場における「トラウマインフォームドケア」の視点の浸透 ・学校等における児童生徒等の犯罪被害者等への理解促進 等

4 計画期間

2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間